

令和3年度 一般社団法人 那智勝浦観光機構バス助成金交付事業要項

1. 主旨
一般社団法人那智勝浦観光機構は、令和3年度に団体旅行で平日にバス1台10名以上のお客様をお連れいただき旅行会社に助成金を交付いたします。新型コロナウイルス感染拡大により観光業にも大きな影響があるため助成を行うことにより、旅行商品の金額を少しでも下げ、那智勝浦町への誘客を促進していただくことを目的とします。
2. 助成対象
令和3年8月2日（月）～令和4年2月28日（月）に宿泊する団体旅行
期 間 ※上記期間は、宿泊日を基準とします。
※ただし、当該宿泊日が土日及び祝祭日でないこと。
※12月29日～1月3日は除く。（ただし、申請額の合計が予算額に達した時点で順次キャンセル待ちの受付となり、キャンセルが出た場合、順次助成対象に繰り上がります。）
※予定しているツアーがキャンセル待ちの期間中に催行された場合、繰り上げ助成対象にはなりません。（すでに終了したツアーは、キャンセル待ちから助成対象に繰り上がることはありません。）
※新型コロナウイルス感染拡大の状況に応じて、本事業の条件の変更及び事業中止の可能性が
あります。予めご了承ください。
3. 助成対象者 旅行業登録を受けている全国の旅行会社
4. 助成対象 以下の条件をすべて満たすものとします。
事業
・10名以上の団体旅行で那智勝浦町内の宿泊施設に、1泊以上の宿泊をするもの。
・バスでの出発地が和歌山県外であること。（申請時、行程表も添付してください。）
※行程の中で、南紀白浜空港に到着する飛行機又は徳島港→和歌山港間の南海フェリーをご利用いただいた場合、バスでの出発地が和歌山県内であっても助成対象といたします。
・「学校行事（教育旅行、修学旅行等）として実施する旅行」、「国・地方自治団体・公的団体が実施する会議」、「研修旅行」、「宗教活動・政治活動を目的とした旅行」は除く。（ただし「学校行事（教育旅行、修学旅行等）として実施する旅行」のうち、新型コロナウイルス感染拡大の影響により当初予定の宿泊地を和歌山県外から那智勝浦町に変更したものは対象とする。）
・対象とする団体旅行が、他の補助金・委託金・助成金を受けていないこと。
※ツアー料金の発生しない子どもについては、人数に参入できません。
5. 助成額
・バス1台につき20名以上の乗車の場合
大型・中型バス @50,000円/1台
・バス1台につき10～19名乗車の場合
大型・中型バス @30,000円/1台
※乗務員、添乗員は、人数に参入できません。
※旅行会社の1支店（1営業所）あたり、期間内で合計300,000円の助成を上限とします。
※振込口座については、支店、営業所名義で申請した場合は、その支店、営業所名義の口座としてください。

6. 申請等の手続

(1) 助成金の申請

助成金の交付を希望する旅行会社は、次に掲げる書類を旅行催行日（宿泊日を基準とする）の1ヶ月前までに一般社団法人 那智勝浦観光機構にメールに添付して提出していただきます。

①バス助成金交付申請書（様式第1号）

②旅行行程表

※申請書は、1回の旅行ごとに1部ずつ提出してください。1部に複数のツアーを書いた申請書は無効となります。ご注意ください。

《申請書送信先》

一般社団法人 那智勝浦観光機構

【件名】バス助成金申請書送付

宛先メールアドレス：r-ikari@nachikan.jp

(2) 申請書受付期間

令和3年7月1日（到着分）から令和4年1月31日到着分まで

※各旅行催行日の1ヶ月前までに申請書を提出ください。

※申請額が予算額に到達した時点で、キャンセル待ちの受付となります。キャンセル待ちになった場合は当機構からご連絡し、また助成対象に繰り上がった場合も当機構からご連絡します。

(3) 交付決定

当機構は助成金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、予算の範囲内において交付の可否を決定の上、バス助成金交付決定通知書（様式第2号）をメールにて送付します。なお、交付決定審査は先着順となります。

(4) 旅行中止・変更の申請

申請者が助成事業を変更・中止又は助成対象事業の要件を満たさなくなった場合（天候等により旅行行程を変更し、要件を満たさなくなった場合も含む）は、**速やかにバス助成金変更・中止承認申請書（様式第3号）を、催行予定だった日までに一般社団法人 那智勝浦観光機構までメール添付にて必ず提出してください。**

(5) 実績報告

助成金の交付決定を受けた申請者は、**旅行催行後2週間以内**にバス助成金実績報告書（様式第4号）と下記添付書類を一般社団法人 那智勝浦観光機構にメールに添付して提出してください。

※実績報告書は、1回の旅行につき1部ずつ提出してください。

※添付書類

・旅行行程表

※2週間以内の実績報告書の提出が無かった場合、または実績報告書の内容が申請内容に満たなかった場合は、交付決定通知書を発行していたとしても、支払額の変更又は交付決定を取り消すことがあります。

(6) 助成金確定と支払い

当機構は、実績報告書の受理後審査し適当と認めた場合、バス助成金交付確定通知書（様式第5号）をメールにて送付いたします。その後、確定通知書送付日を月末締めとし、翌月末までに指定の口座に振り込みます。

附則

この要綱は、令和3年10月22日から施行する。